

第4部 東海地震災害事前対策計画

第1章 計画の方針

東海地震の警戒宣言が発せられた場合においても、区の社会的機能は極力平常どおり確保することを基本とし、社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震による被害を最小限にとどめるための措置を事前に整備する。

第1節 東海地震災害事前対策の目的（防災・危機管理課）

東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）の発生に備え、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律73号）の規定に基づく「強化地域」（木造建築物に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域）が1都7県263市町村に指定されている。東京都は新島村・神津島村・三宅村が強化地域に指定されているが、東海地震が発生した場合、千代田区は震度5弱程度と予想されることから、強化地域に準じた予知情報による社会的混乱の防止と地震応急対策の実施が必要であり、策定したものである。

第2節 基本的考え方（防災・危機管理課）

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、区の社会的機能は極力平常どおり確保することを基本とし次の措置を講ずる。
 - (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - (2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定める。ただし、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、震災対策編 第1部 震災予防対策計画及び第2部 震災応急・復旧対策計画で対処する。
- 4 千代田区の地域は、地震防災対策強化地域でないところから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関して必要な措置は、行政指導又は協力要請で対応する。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意した。ただし、本計画の実施にあたっては、今後社会経済的事情の変化に対応するよう必要な修正をするものとする。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については個別の対応を図るものとする。
 - (2) 東海地震が発生した場合、区の地域は震度5弱であるので必要なかぎり震度に応じた対策を講ずるものとする。
 - (3) 東京都、隣接区及び各防災機関等と密接な関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件（防災・危機管理課）

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

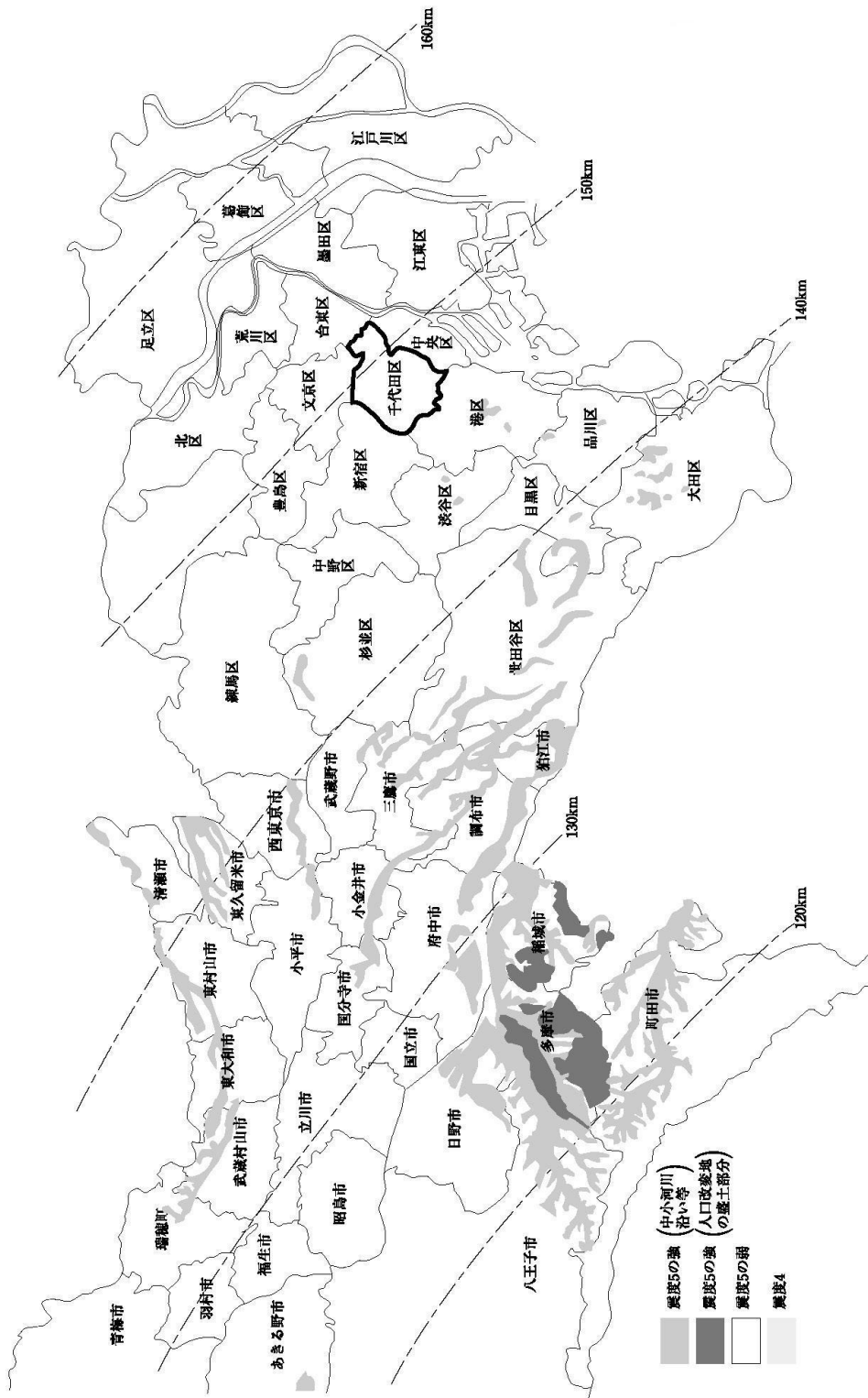
- 1 東海地震が発生した場合、千代田区の予想震度は震度5弱（※）である。（東京都防災会議地震部会が昭和58年7月19日に発表した「東海地震が東京に与える影響に関する基礎調査報告書」による。）
- 2 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。

ただし、各機関において対策遂行上特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

（※）上記報告書策定時の気象庁が定める震度階級には、「震度5弱」という階級は存在しておらず、報告書において独自に規定された言葉である。

東海地震に係る東京の震度分布予想図(参考)



震度5弱及び強の被害状況等の程度

(昭和58年7月、東京都防災会議地震部会発表)

区分	震 度 5 弱	震 度 5 強
1 建 築 物	1 木造家屋、鉄筋コンクリート造とも、主要構造体に被害が及ぶ可能性は、極めて少ないが、屋根瓦のずれや落下、壁のはく落、しっくい天井の落下等が生ずることがある。 2 窓ガラス(パテ止め、はめ殺し、金属サッシのもの)の破損・落下が生ずる。 3 建物上層階の家具等の転倒・落下が生ずる。 4 施行の悪いブロック塀、大谷石塀が倒壊することもある。	1 木造家屋では、老朽家屋、屋根の重い家、壁や筋かいの少ない家の倒壊や部分破壊、又、屋根瓦のずれや落下、壁のはく落、しっくい天井の落下が予想される。 2 店舗併用住宅の一階店舗部分は、その部分に壁が少ないため、ねじれて大きく揺れ、悪い条件が重なれば、壊れることも予想される。 3 鉄筋コンクリート造では、構造体に被害を生ずる可能性は少ないが、壁などにひび割れが入るなどの被害を生ずる可能性がある。 4 パテ止めで、はめ殺しかつ金属サッシの窓ガラスの多くが破損・落下し、外壁タイルはある程度落下する。 5 屋内の家具等の転倒・落下が生ずる。特に中高層建物上層階では、多発する。 6 施行の悪いブロック塀、大谷石塀の倒壊がかなり生ずる。 7 自動販売機の転倒が多発する。
2 土 木 構 造 物		1 河谷底部など、泥炭、粘性土の分布する地盤の非常に悪い所で、耐震性の不十分な構造物や施行の悪い構造物に被害を受ける可能性がある。 2 がけ崩れや宅地造成地の地すべりが生ずることがある。

区分	震 度 5 弱	震 度 5 強
3 都市供給施設	上下水道施設、電力供給施設、ガス供給施設の被害はほとんど発生しない。	1 水道管は、日本水道協会の簡易判定法により震害予測をしても、ほとんどの地域で耐震性の高い範囲にあり、被害はほとんど発生しない。 2 下水道管の多くは、ヒューム管であり、鋼管や鋳鉄管に比して、耐震強度が低いため、多少の折損事故の発生が予測される。特に泥炭地では、被害発生の危険性が高くなる。 3 電力供給施設は、新潟地震、宮城県沖地震の震害例を参考にしても、電柱の傾斜などは発生する可能性はあるが、断線による電力供給停止にはいたらない。また、電力施設は、他の施設より優れた復旧体制を常時用意しているので、電力供給に支障を来すことはない。 4 ガス管は、高圧、中圧のガス導管のほとんどが鋼管であり、耐震性が高く被害を受ける可能性は少ないが、地盤の液状化のおそれのある地域では注意を要する。また、ガスホルダー、ガス製圧設備などについても、被害を受ける可能性は少ない。
4 地震火災	過去の地震災害例等から考えても、東海地震による東京での出火件数は、せいぜい数10件程度と予想され、この程度の出火件数では、都民や防災市民組織等の初期消火による消火率を考えると、延焼火災に発展する可能性は少ない。また、警戒宣言が発令された場合は、事業所、都民等の初期消火体制が整い、消防機関の事前対応も確立するため、現有消防力で十分対応でき、市街地延焼火災にはならない。	
5 人的被害等	震度5弱程度であっても、昭和53年宮城県沖地震、昭和55年千葉県中部地震、昭和57年浦河沖地震の人的被害の発生状況から考えて、屋内の家具等の転倒・落下による負傷者が相当数発生するものと予想される。 ※千代田区は、予想震度による地域分けによると第3ブロックである。	地震動の強い第1ブロックや第2ブロックのうち震度5強の地域では、宮城県沖地震の時に問題となったブロック塀等の倒壊は特に注意を要する。

(注)ブロックの説明

第1ブロックとは、震度5強が広く分布する地域

第2ブロックとは、震度5弱以下だが、一部が震度5強となる地域

第3ブロックとは、ほとんどが震度5弱以下となる地域。

第4節 千代田区の概況（防災・危機管理課、区民生活部、まちづくり推進部）

総則 第1部第2章第1節に準ずる。

第5節 防災機関等の役割（全部局、全機関）

総則 第1部第5章に準ずる。

第6節 東海地震に関する対策の体系（防災・危機管理課、警察署、消防署）

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、千代田区地域防災計画の震災対策編 第1部 震災予防対策計画に基づき実施しているところであるが、本節ではとくに予知情報による社会的混乱の防止という見地から、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備、②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業をとりあげた。

情報連絡体制の整備

機 関 名	事 業 計 画
千 代 田 区	無線システムの整備 警戒宣言及び地震予知情報等を区民に迅速かつ的確に伝達するため、無線システムを整備している。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	横断幕、立看板等の整備 運転者等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、広報用横断幕、立看板等の資器材を整備する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	警戒宣言が発せられた場合等は、区民に対して迅速かつ正確な情報を伝達するため、現有の資器材を有効に活用する。

第2章 災害の予防対策

窓ガラス等の落下物の防止や通信施設対策等の整備、広報及び教育指導、防災訓練等を実施する。

第1節 被害の発生を最小限にとどめるための緊急に整備する事業 (地域保健担当、まちづくり推進部、東京都交通局、 NTT東日本、JR東日本、東京地下鉄)

1 ブロックの塀等の倒壊防止

昭和53年の宮城県沖地震におけるブロック塀等の倒壊は、建築基準法の規定が十分に遵守されていなかったことや、業者の施工が不良だったことに主な原因があったとみられている。このため、新たにブロック塀等をつくる場合には、建築確認を受けて建築基準法の規定を遵守するように指導している。

また、昭和53年から昭和55年及び平成7年から平成9年にかけての2回、実態調査を行い、地震の際に倒壊のおそれがあるものについて、改修や補強等の指導を行っている。さらに、安全性強化の観点から、既存のブロック塀等をネットフェンスや生け垣等に替えるよう指導を行っている。

2 窓ガラス等の落下物の防止

窓ガラス、袖看板、外壁等の落下物の安全性確保については、ビルの所有者又は管理者等の防災意識に待つ点が多く、常日頃からの適切な維持管理が防災上、最も重要な課題である。そこで区では、昭和55年度、昭和57年度から昭和63年度、平成元年度、平成2年度及び平成7年度から平成9年度に窓ガラス等のビル落下物実態調査を行い、危険と思われる建築物について、その所有者又は管理者等にその旨を通知し、安全化の指導を行っている。特に、不特定多数の人々が集まる建築物については、「特殊建築物の定期報告制度」に基づき報告書の提出を求めて、維持管理状況のチェックを実施するとともに、適切な維持管理と防災意識の向上に努めている。

3 通信施設対策

機 関 名	事 業 計 画
NTT東日本	1 輻輳緩和のための対策 被災者の安否等、緊急時の連絡手段等に「災害用伝言ダイヤル」を提供し、輻輳の緩和を図る。 2 通信衛星の活用 災害に極めて強いと言う衛星通信の特質を生かし、重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保に通信衛星を活用する。 3 通信ケーブルの地中化の推進 従来より進めてきた通信ケーブルの地中化は、震災においても信頼

機 関 名	事 業 計 画
N T T 東 日 本	性の高いことが確認されたことから、引き続き地中化を推進する。 4 公衆電話の無料化 広域災害においては、特設公衆電話だけでなく、既設の公衆電話についても停電時には無料化を行う。

4 公共輸送施設対策

機 関 名	事 業 計 画
J R 東 日 本 東 京 地 下 鉄 東 京 都 交 通 局	線路及び施設の事前点検を行い、要注意箇所に対する措置と整備を行う。

5 公共施設対策

機 関 名	事 業 計 画
保 健 所	保健所は、下記の施設・設備の点検を実施し、必要に応じた整備を行う。 1 検査、薬剤、X線等、危険物及び薬品を取扱う箇所の収納設備等(倒壊防止等) 2 暖房器具、湯沸器具等、火気を使用する箇所の防火設備 3 その他建物、各種医療器材、設備

第2節 広報及び教育（防災・危機管理課、政策経営部、子ども・教育部）

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

区民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように区は平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

1 広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、千代田区の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れ

①平時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災までとし、地震の発生に備えて危険箇所の点検、家具の転倒防止などの安全対策とともに民心安定の為の広報活動を中心に行う。

(2) 広報内容

下記の事項について実施する。

ア 東海地震について

イ 警戒宣言の内容

ウ 千代田区の予想震度及び被害程度 震災対策編 第4部第1章参照

エ 区民のとるべき措置 震災対策編 第4部第5章参照

オ 事業者のとるべき措置 震災対策編 第4部第5章参照

カ 警戒宣言時に防災機関が行う措置

主な例を示すと次のとおりである。

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- ・列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- ・警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- ・その他防災上必要な事項

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

- ・警戒宣言時の交通規制の内容
- ・自動車利用の自粛の呼びかけ
- ・その他防災上必要な事項

(ウ) 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報

- ・警戒宣言時の異常時の電話利用の自粛
- ・回線の輻輳と規制の内容

(エ) 買い急ぎによる混乱防止のための広報

- ・生活関連物資取扱店の営業
- ・生活物資の流通状況と買い急ぎの必要のないこと

(オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報

- ・金融機関の営業状況と急いで引き出しをする必要のないこと

(カ) その他の広報

- ・電気・ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

広報車、パンフレット等による地域的・現場広報により実施する。

(4) 広報の方法

ア 印刷物による広報

広報千代田をはじめ、各防災機関が各種広報、印刷物により防災知識の普及を図る。

イ インターネット等による広報

千代田区ホームページ等により、防災知識の普及を図る。

2 教育指導

幼児・児童・生徒等に対する教育

千代田区の保育園・幼稚園、小学校、中学校・中等教育学校においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

ア 教育指導事項

- (ア) 地震に関する基本的事項
- (イ) 地震に対する備えと心構え
- (ウ) 学校、家庭登下校時等様々な場面での対応
- (エ) 児童・生徒の引き渡し及び残留の方法
- (オ) 教職員の分担
- (カ) 東海地震警戒宣言への対応

イ 教育指導方法

- (ア) 児童・生徒に対しては、学校防災基本計画及び学校防災の手引をもとに防災教育を行う。
- (イ) 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底をはかる。
- (ウ) 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。

第3節 事業所に対する指導（保健福祉部、地域保健担当、消防署）

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きい。このため事業所に対し、消防計画及び予防規程に基づいた指導を行う。

1 対象事業所

（1）一般事業所

機 関 名	対 象 事 業 所
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 消防法及び東京都の火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

（注）各消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に行政指導を行うものとする。

2 事業所指導の内容

（1）消防署

ア 消防計画等に定める事項

震災に備えての事前計画

- （ア）防災についての任務分担に関すること。
- （イ）建築物、工作物、設備等の安全確保のための点検及び補強に関すること。
- （ウ）危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検並びに転倒・落下・移動による漏えい及び流失防止措置に関すること。
- （エ）火を使用する設備、器具等の点検及び安全措置に関すること。
- （オ）消火器等の準備と適正管理に関すること。
- （カ）建物からの安全避難の確保及び点検に関すること。
- （キ）救出、救護等の資器材及び非常用物品の準備及び保管に関すること。
- （ク）防災についての教育及び訓練に関すること。
- （ケ）周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立に関すること。
- （コ）警戒宣言発令時の対応措置に関すること。
- （サ）従業員、学生、生徒、買物客等その他事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等に関すること。
- （シ）その他事業内容から災害予防に必要な措置に関すること。

震災時の活動計画

- (ア) 震災時の任務分担に関すること。
- (イ) 出火防止及び初期消火活動に関すること。
- (ウ) 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出及び漏えい時の緊急措置に関すること。
- (エ) 初期救助及び初期救護活動に関すること。
- (オ) 被害状況の把握、情報収集、伝達等に関すること。
- (カ) 避難場所及び避難方法に関すること。
- (キ) 周辺地域の事業所及び住民に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力に関すること。
- (ク) その他事業内容及び周囲の環境等から必要な活動に関すること。

施設再開までの復旧計画

- (ア) ガス、電気、上下水道、通信等、途絶時の対策に関すること。
- (イ) 危険物、ガス、電気等の二次災害発生防止措置に関すること。
- (ウ) 被害状況の把握に関すること。
- (エ) 復旧作業等の実施に関すること。

イ 指導方法

- (ア) 事業所従業員の救命講習受講推進
- (イ) 地震火災の多様な出火原因の周知徹底
- (ウ) 防災指導等印刷物による指導
- (エ) 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- (オ) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (カ) その他、立入検査等消防行政執行時における指導

(2) 保健福祉部・保健所

警戒宣言時における下記の対応措置について指導、助言及び自己点検を実施するものとする。

ア 毒物、劇物使用箇所及び保管場所

- (ア) 保管箇所の緊急点検
- (イ) 巡視の実施
- (ウ) 充てん、移し替え等の作業の停止
- (エ) 落下、転倒等による事故防止のため、必要な応急的保安措置の実施
- (オ) 警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達
- (カ) 火気の使用制限、禁止等出火防止
- (キ) 消火のための設置装置の点検

**第4節 防災訓練（防災・危機管理課、水道局中央支所、下水道局中部
下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、N
T T東日本、東京ガス、J R東日本、東京地下鉄、首都高速、
日本郵便）**

区及び関係機関は警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置き実施する。内容は、震災対策編 第1部第8章第4節のとおり。

第3章 調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震の調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応として、情報の伝達や広報活動等を実施するとともに、社会的混乱を防止するための措置を事前に整備する。

第1節 注意情報発表時の対応（全部局、水道局中央支所、東京都交通局、消防署、東京電力、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、その他防災機関）

東海地震に関する情報は、地震発生の危険度により東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、警戒宣言という区分になっている。

東海地震に関連する調査情報については、観測データに異常があるが、地震発生の可能性について直ちに評価できないときに発表される情報である。このため、東海地震に関連する調査情報について都から連絡を受けた場合、区は各機関への伝達を行わず、連絡要員を確保する態勢を整えることとする。また気象庁から東海地震に関する調査情報（臨時）が発表せられた場合は、平常時の活動を継続しつつ、情報監視を行う。

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）は、地震発生の可能性が高まったと認められる場合に発表されるものであるため、各機関への伝達を行うこととし、各機関は社会的混乱を防止する観点から必要に応じた措置を実施する。

1 注意情報発表の伝達

注意情報が発表された場合、各防災機関は速やかに活動準備態勢に入る必要がある。このため、ここでは注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

(1) 伝達系統

各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

なお、休日、夜間等の勤務時間外においては、警戒勤務者及び災害情報対策員が伝達を行うものとする。

(2) 伝達態勢

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 環境安全部防災・危機管理課は、都総務局から注意情報の連絡を受けた時は、直ちに庁内放送及び防災行政無線により、その旨を各関係防災機関、区各部、区出先事業所及び区立学校(園)に伝達する。 2 区各部は、環境安全部防災・危機管理課から注意情報の連絡を受けた時は、電話連絡網を活用し、直ちに部内各課及び出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
 第3章 調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
水道局中央支所	注意情報の通報を受けた時は、直ちに判定会招集の周知、給水対策本部の設置準備及び第1、第2非常配備要員参集指令等の連絡を行う。
東京電力	注意情報の通報を受けた場合は、速やかに非常態勢の区分に従い、非常態勢を発令する。
東京ガス	注意情報を受けた場合は、伝達経路に従い、臨時の体制に係る関係者、その他必要な関係者に伝達する。
その他防災機関	環境安全部防災・危機管理課から注意情報の通報を受けた時は、直ちに部内各部、課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

(3) 伝達事項

- ア 区及び各関係防災機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- イ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

2 活動態勢

注意情報の連絡を受けた場合、区及び各防災機関は、直ちに災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとるものとする。

(1) 区・警察署・消防署

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区災害対策本部の設置準備 区は注意情報の連絡を受けた時は、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区災害対策本部の設置準備に入る。 なお、夜間・休日等の勤務時間外に注意情報の連絡を受けた時は、職務住宅居住者及び警戒勤務者並びに災害情報対策員が対応するものとする。 2 職員の参集 職員の参集は、非常配備態勢をとる。 全管理職員は、ラジオ・テレビ等で判定会の招集を知ったときは、直ちに参集するものとする。 3 注意情報の発表時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間、環境安全部防災・危機管理課が各部課・関係防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報の続報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び関係防災機関との連絡調整 なお、夜間・休日等の勤務時間外においては、職務住宅入居者、警戒勤務者及び災害情報対策員があたる。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第3章 調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	警備本部の設置 (1) 注意情報を受けた時点で速やかに現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。 (2) 署員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報の発表を知ったときは、速やかに自所属に参集し、所属長の指揮を受ける。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令し、主に次の対策をとる。 1 全消防職員及び全消防団員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 関係防災機関への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 救助・救急資器材の準備 6 情報受信体制の強化 7 高所見張員の派遣 8 出火防止、初期消火等の広報の準備 9 その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 各防災機関等

機 関 名	内 容
水道局中央支所	注意情報を受けた時には、警戒宣言に伴い実施する準備等に必要な態勢として、所定の非常配備態勢を確立する。
J R 東 日 本	警戒宣言の発令に備えて、地震予知情報の伝達、警戒本部の設置準備及び輸送対策の手配をする。 1 注意情報を受けたときは、対策本部を設置する。 2 地震防災対策に関係する本部要員及び応急対策従事員を非常招集する。
東京都交通局	注意情報を受けた場合には、別に定める「非常配備態勢別動員表」により第2非常配備態勢を確立し、災害対策本部交通局の設置準備を行うとともに、混乱の発生に備え必要な措置をとる。 1 注意情報が発表された旨周知を図る。 2 交通局災害対策本部の設置準備を行う。
東京地下鉄	注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに非常招集して非常災害対策本部を設置する。
N T T 東 日 本	1 注意情報の連絡を受けたときは、災害対策本部員を非常招集し、待機態勢をとる。 2 防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。 (1) 通話量等通信そ通状況の監視 (2) 電力機器等通信設備の運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 (4) 電話利用の自粛等広報活動

機 関 名	内 容
首都高速	注意情報に接したときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。
その他防災機関	注意情報の連絡を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとする。

3 注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められたことに伴い、判定会によるデータ分析を行っている時期であるから、住民の冷静な対応が望まれるところである。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ・ラジオ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行うことにしている。

しかし、混乱発生のおそれが予測される場合には、区及び各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関(東京都総務局総合防災部、警視庁、東京消防庁など)へ通報し、関係機関は必要な情報等を区民に広報するものとする。

各ラジオ・テレビの報道機関においては、注意情報の連絡を受けた時点から職員の動員等を行い、注意情報発表時から警戒宣言までの間、通常番組の中断等をし、主として次により放送を行うことにしている。

- (1) 注意情報の報道
- (2) 注意情報に至った経過と今後の段どり
- (3) 家庭・職場での心得
- (4) 情報に注意するよう呼びかけ
- (5) 地震予知のしくみ

4 混乱防止措置

注意情報発表等により混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報の収集及び伝達 (2) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	主要駅等の警備 注意情報発表後はあらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅等に部隊を配備する。
J R 東 日 本	緊急広報により直ちに運転計画、輸送状況等を案内するとともに、主要駅等における混乱防止のための措置をとる。 1 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 2 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 3 状況により、警察官の警備の応援を要請する。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第3章 調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
東京都交通局	主要駅(ターミナル、連絡駅等)において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ旅客の安全を図る。 1 状況により、警察官の警備の応援を要請する。 2 状況により、駅・出入口の使用制限を実施する。
東京地下鉄	職員を派遣し、旅客扱い要員の増強をはかるとともに、状況により警察官の派遣を要請する。
N T T 東日本	注意情報の報道に伴い、都民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定される。 この場合においては、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本に、次により措置する。 1 防災関係機関等の非常・緊急通話及び非常・緊急電報は最優先に確保する。 2 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 3 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び公衆電話(緑・グレー)からの通話は確保するよう努める。

第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

東海地震の警戒宣言時の応急・復旧活動体制として、関係機関との相互協力、地震予知情報等の伝達や区民・事業所に対する呼びかけ等を実施するとともに、警備・交通対策、学校、病院、福祉施設対策、電気、ガス、上下水道対策、救援・救護対策等のとるべき対応措置について事前に整備する。

第1節 活動態勢（全部局、全機関）

1 区の活動態勢

震災対策編 第2部第1章第1節に準ずる。

2 区の通常業務に対する対応及びその他の措置

(1) 窓口業務

警戒宣言が発せられた場合でも、東京の都市機能は極力平常を確保することを原則としていることから、区本庁舎、出張所等の窓口業務は平常どおり開設する。

(2) 行事の中止、停止

区が主催又は共催する行事は、行事の実施中又は計画中にかかわらず、警戒宣言発令時から警戒解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止又は停止とする。

(3) 区施設の安全対策

各部・課は、それぞれの所管施設(備品)の安全点検を再確認し、被害の未然防止措置を実施する。

ア ガス使用器具、ボイラー等火気の点検・監視

イ 消火器・消火栓等消防設備の点検

ウ 備品類の転倒・落下防止

エ 無人エレベーターの運転中止

オ その他各部・課に応じた防災措置(重要書類の保管、金庫の出納等)

3 防災機関等の活動態勢

機 関 名	内 容
水 道 局 （中央支所 千代田 営業所）	1 非常配備態勢の発令 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、中央支所及び千代田営業所は所定の非常配備態勢を発令する。 2 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて給水対策本部を設置する。 各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

機 関 名	内 容
東 京 電 力	1 支部は警戒宣言が発せられた場合、速やかに第3非常態勢を発令する。 2 支部長は各班長を招集して対策支部会議を開催し、情報の総括的把握、総合的な復旧計画、その他必要な事項を決定する。 3 地方自治体等の災害対策本部にあらかじめ定められた要員を派遣し、非常災害対策活動の円滑な運営を図る。 4 供給支障、公衆災害を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視点検を行うとともに、仕掛かり工事や作業中の電力施設等に対し、応急安全措置を講ずる。 5 情報班は、常に他の各班と連絡を行い、他の各班はその情報によって必要な対策を実施する。
東 京 ガ ス	警戒宣言が発令された場合は、非常事態対策本部及び支部を設置し、所要の社員等を動員するとともに、外部機関関係との連携を密にして、速やかに非常の体制に移行する。
J R 東 日 本	1 警戒宣言を受報したときは、地震災害警戒本部を設置する。 2 各本部の組織及び任務は、あらかじめ定められた態勢により活動する。
首 都 高 速	警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
千 代 田 区 医 師 会	千代田区地域防災計画に基づき医療救護活動を要する事態に至ったときは、医師会災害医療救護計画により医療救護活動を実施する。 1 千代田区医師会災害医療救護対策本部を千代田区医師会事務局に置く。 2 本部長は医師会長、副本部長は医師会副会長、本部員は理事・監事とする。 3 本部は災害状況の把握に努め、救護班を編成し、区役所、保健所、隣接地区医師会、警察署、消防署等と連絡を密にし、能率的な救護活動を行う。 4 麴町小学校、麴町中学校、富士見小学校、千代田保健所、いきいきプラザ一番町※等に救護所が設置され、区より医療救護活動を要請された場合は、本部長の指令により、救護班は救護用ジャケット・ヘルメット・腕章を着用して救護所に急行し、救護業務を開始する。 ※印は、福祉避難所が開設された場合に設置する。 5 医療救護実務として留意すべき事項は、 （診 断） 死亡、重症、軽症の区分を的確に判断して、処理及び収容区分の指導等に遺漏がないようにする。 （連絡表） 災害拠点病院等への緊急連絡事項を簡記して、傷病者に装着する。 （記 録） 出来る限り傷病者の氏名、住所、生年月日、性別、傷病名、処置の概要を記録する。 6 医療救護班はとりあえず各医師の自己所有の衛生材料・薬品等を携行するが、区役所はそれらの補給に努め、救護活動に遺漏のないように努める。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

機 関 名	内 容
神 田 医 師 会	千代田区地域防災計画に基づき医療救護活動を要する事態に至ったときは、医師会災害医療救護計画により医療救護活動を実施する。 1 神田医師会災害医療救護対策本部を神田医師会館内に置く。 2 本部長は医師会長、副本部長は医師会副会長及び災害救護対策特別委員長、本部員は理事・監事とする。 3 本部は災害状況の把握に努め、救護班を編成し、区役所、保健所、隣接地区医師会、警察署、消防署等と連絡を密にし、能率的な救護活動を行う。 4 お茶の水小学校、神田さくら館、ちよだパークサイドプラザ、昌平童夢館、高齢者センター※、障害者福祉センターえみふる※、岩本町ほほえみプラザ※等に救護所が設置され、区より医療救護活動を要請された場合は、本部長の指令により、救護班は救護用ジャケット・ヘルメット・腕章を着用して救護所に急行し、救護業務を開始する。 ※印は、福祉避難所が開設された場合に設置する。 5 医療救護実務として留意すべき事項は、 (診 断) 死亡、重症、軽症の区分を的確に判断して、処理及び収容区分の指導等に遺漏がないようにする。 (連絡表) 災害拠点病院等への緊急連絡事項を簡記して、傷病者に装着する。 (記 録) 出来る限り傷病者の氏名、住所、生年月日、性別、傷病名、処置の概要を記録する。 6 医療救護班はとりあえず各医師の自己所有の衛生材料・薬品等を携行するが、区役所はそれらの補給に努め、救護活動に遺漏のないように努める。
日 本 郵 便	1 業務運行の確保 警戒宣言が発せられた場合であっても、東京の都市機能を極力平常通り確保するため、原則として平常どおりの取扱いを行う。 2 利用者への周知 利用者に対し、警戒宣言が発せられた旨を適切な方法により周知する。 3 防災体制 (1) 発災に備え、必要に応じて非常災害対策本部を郵便局に設置し、防災措置に遺漏のないようにする。 (2) 発災後、被災者救護のため必要に応じて、郵便貯金非常取扱い及び簡易保険非常取扱いを行う。

機 関 名	内 容
そ の 他 防 災 機 関	1 各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、区地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。 また、防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。 2 各防災機関は、その責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。 3 区の地域内の公共的団体又は、防災上重要な施設の管理者は本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、防災対策が円滑に行われるよう、その業務について区に協力するものとする。

4 相互協力

警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

なお、必要により他の機関に対応措置に関し応援要請を行う場合は、震災応急対策計画に定める相互応援協力の体制による。

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達（防災・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、警察署、消防署、東京電力、東京ガス、区内医師会、その他防災機関）

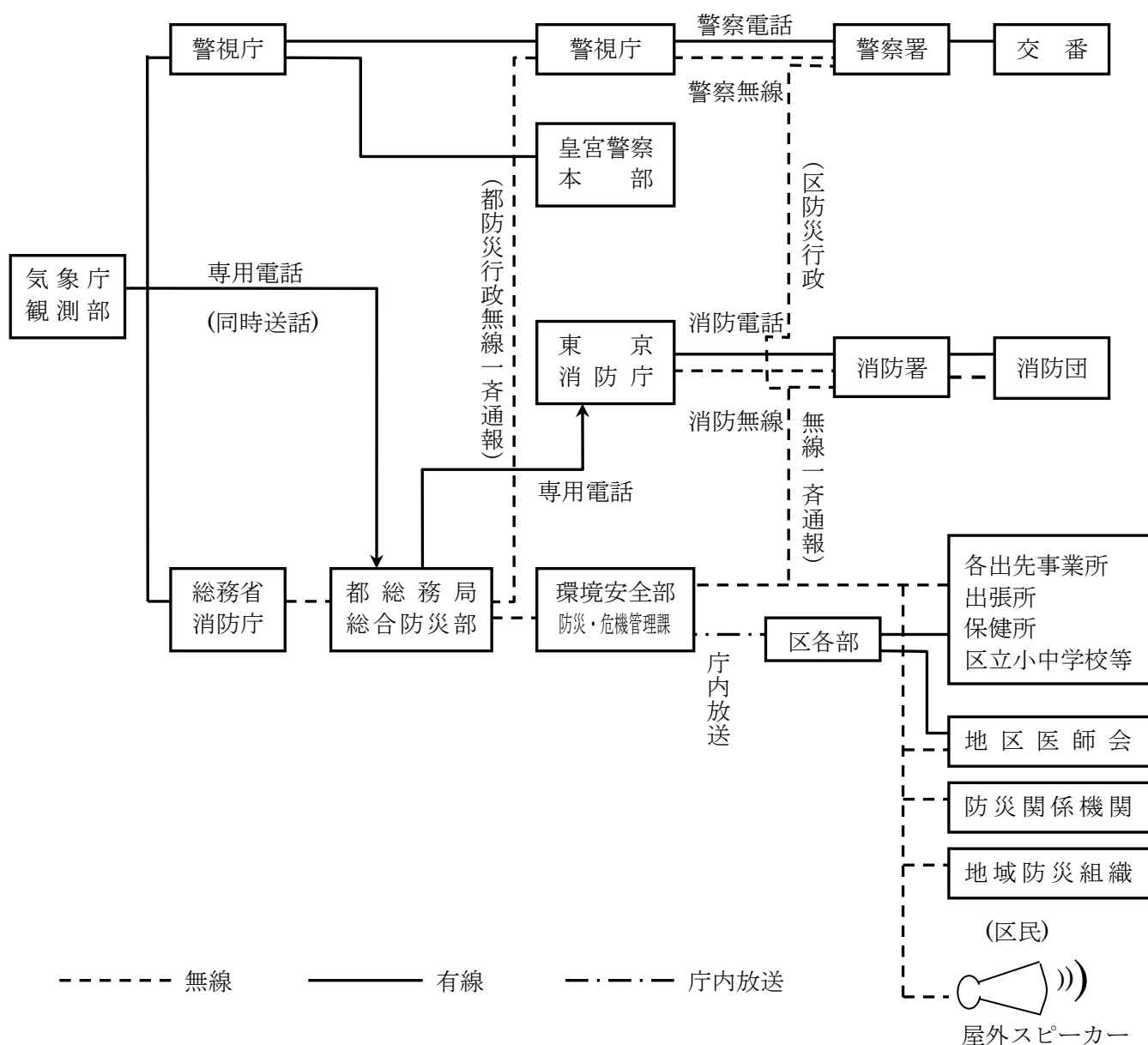
警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

本節ではこのため、警戒宣言時の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

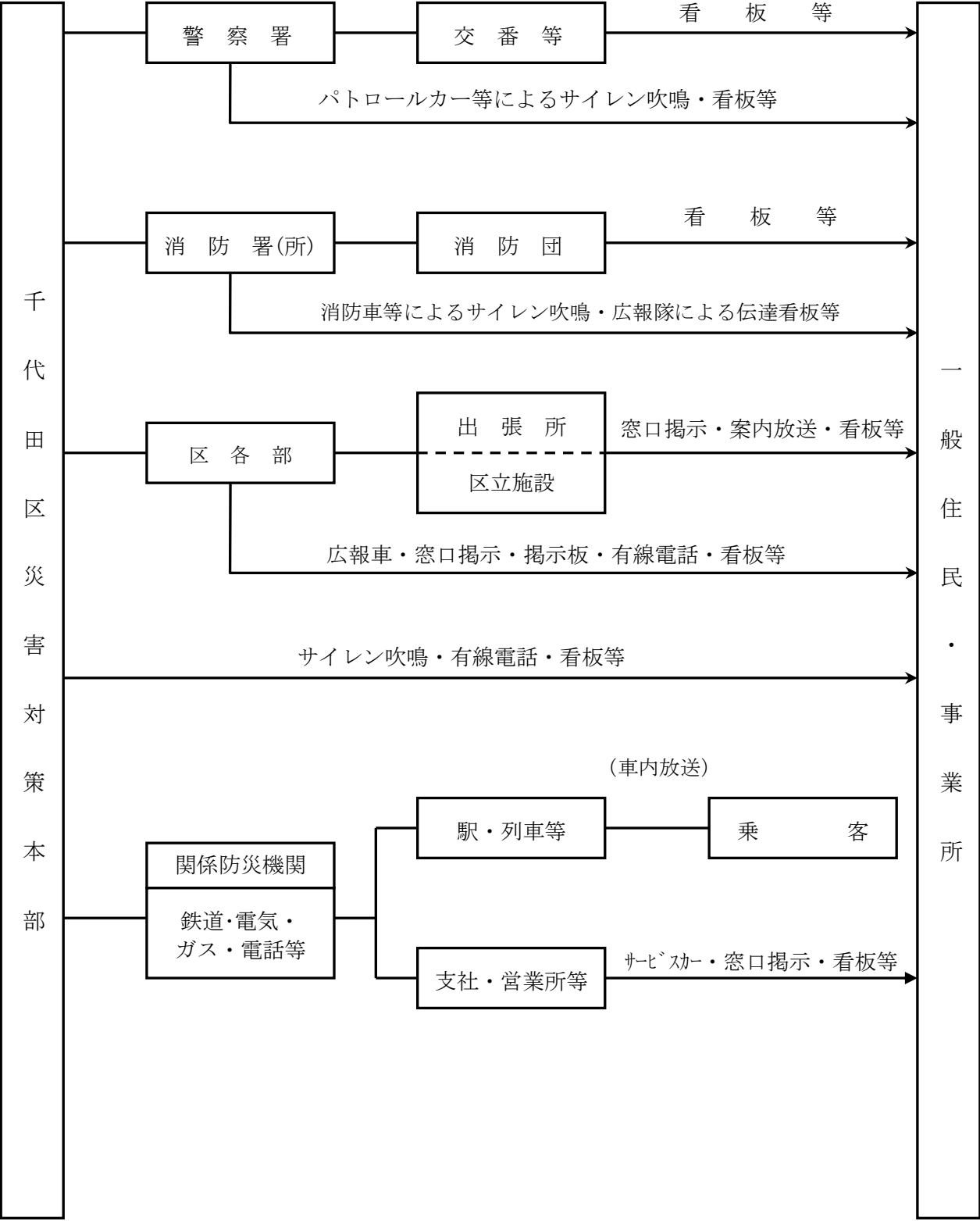
1 警戒宣言時の伝達

(1) 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。



一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段

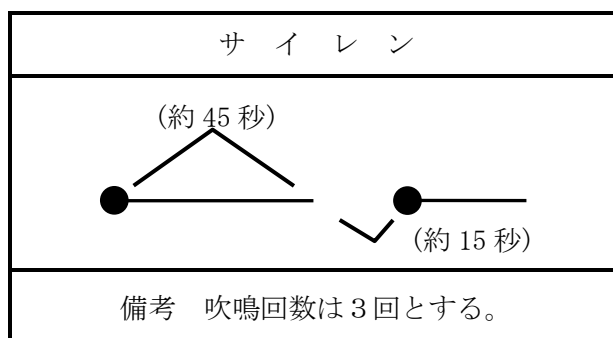


震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

(2) 伝達態勢

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区本部は都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに庁内放送及び防災行政無線によりその旨を各部、出先事業所及び区立学校(園)に伝達する。 2 区本部の各部は、区本部から警戒宣言の通報を受けた時は、電話連絡網を活用し、直ちに部内各課及び出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。 3 一般住民・事業所に対しては、防災行政無線(固定系・同報無線)により、サイレンの吹鳴による防災信号(次頁図参照)で周知を図るとともに広報車、有線電話等も活用する。また、警察署・消防署とも密接な連絡を図り、迅速かつ的確に警戒宣言が発せられたこと及び地震予知情報の伝達を行う。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 各警察署は、警視庁若しくは方面本部から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに各課・交番等に伝達する。 2 各警察署は、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 各消防署(所)は、東京消防庁から警戒宣言の通報を受けた時は、加入電話等により消防団本部、分団本部等に伝達する。 2 各消防署(所)は、区と協力し、消防車等所有する車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
東 京 ガ ス	1 関係官庁等からの受理に関しては、受理責任者又は受理代理者を定め、又社内の伝達は、別に定める体制により行う。 2 警戒宣言を受理した場合、受理責任者は一斉通報、または館内放送等により、関係者に伝達する。
地 区 医 師 会	防災信号(サイレン吹鳴)等によって警戒宣言の発令を知ったときは、直ちにラジオ、テレビ等を受信態勢とし、警戒宣言の内容、東京での予想震度等を了知すること。電話の使用は極力避けること。 区防災行政無線等によって連絡を受けた事務長は、直ちに回報号外を発行し、災害医療救護対策本部の成立と諸情報の伝達につとめる。回報の送達は、日常の経路をとるものとするが、緊急止むを得ない場合は防災無線によって区に連絡する。
その他防災機関	本社等上部機関若しくは区から警戒宣言又は地震予知情報の通報があった場合には、直ちにその旨を職員及び関係者に伝達する。

防災信号(サイレン)の吹鳴パターン



(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 千代田区での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳等による混乱の発生が懸念される。

これらに対処するため、区は関係防災機関と密接な連携をとり、都が実施するラジオ・テレビ等による広域広報のほか、各機関の所掌に応じた広報をあらゆる手段を用いて実施する。

(1) 千代田区の広報

区は警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報はあらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確、かつ冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 区民及び事業所のとるべき防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、デジタル式無線機、広報車、防災組織、ホームページ・区公式ツイッター・区公式フェイスブック及び安全安心メール等を通じて広報活動を行うものとする。

ウ 地域防災組織・町会・自治会・区関係団体の代表者に対する広報案文

「ただいま東京都から東海地震に係る警戒宣言が発せられた旨通報が入りましたのでお知らせ致します。地震が発生した場合の千代田区の予想される震度は5弱程度であり、家屋が倒壊するようなことはほとんどありません。各会員に対し火元の注意、水のくみおき、家具の転倒防止などを図るとともに、今後ともテレビ・

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

ラジオに充分注意して冷静に行動するようお伝え下さい。今後とも新しい情報が入り次第直ちに連絡いたします。」

エ 一般住民、事業所への広報案文

「こちらは千代田区役所です。ただいま内閣総理大臣から、東海地震に係る警戒宣言が発せられました。地震が発生した場合の千代田区の予想される震度は5弱程度であり、家屋が倒壊するようなことはほとんどありません。しかし、万一に備え火元の注意、水のくみおき、家具の転倒防止・窓ガラスの落下防止等を落ちついて実行して下さい。誤報にまどわされることなくラジオ・テレビなどの報道に注意して落ち着いて行動するようお願いいたします。かさねてお願いいたします。慌てずに落ち着いて行動して下さい。」

機 関 名	内 容
水 道 局 (中 央 支 所) (千 代 田 営 業 所)	1 中央支所庶務担当は、必要に応じて所管区域内を対象とする広報を、事業所長の指示に従い実施する。 2 広報は、拡声器付自動車による路上広報のほか、区の協力を得て防災行政無線(屋外受信機・戸別受信機)等により行う。
東 京 電 力	1 広報項目 警戒宣言が発せられたときは、感電事故並びに漏電による出火等を防止するための措置について十分な広報を行う。 2 広報の実施方法 広報車及び防災組織等を通じて広報活動を行う。
東 京 ガ ス	1 広報の内容 (1) 一般需要家に対して ア 緊急時におけるガス栓の閉止 イ 警戒宣言時のガス供給の継続 ウ 強震時におけるガスの供給停止 エ ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等 オ 不使用ガス栓の閉止の確認 カ 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止 キ 供給停止後のガス使用の禁止 ク 供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作 (2) 特定需要家に対して ア ガス機器の使用の抑制依頼 イ 地震発生時のしゃ断バルブによる、ガス供給しゃ断の要請 2 広報手段 テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等 3 広報内容 NHK 及び民放各社に「東京ガスから都市ガス安全使用周知のお願いについて」を依頼する。警戒宣言発令時に依頼し、ガスの安全使用を周知する。 (1) ガスは引き続き供給しています。 (2) ガスの使用は極力控えてください。 (3) ガスを使っていない場合は、メーターガス栓と部屋のガス栓を締めてください。

機 関 名	内 容
	(4) 大きな地震が発生し、ガス設備に被害が出た場合には、ガスの供給を停止させて頂く事があります。
そ の 他 の 各 防 災 機 関	1 広報項目 住民及び施設利用者に対する広報項目は、区に準じて行うものとする。その主なものは次のとおりである。 (1) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底 (2) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請 2 広報の実施方法 (1) 各機関は広報責任者、従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。 (2) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。 (3) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

第3節 消防対策（防災・危機管理課、消防署）

1 活動態勢

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にある場合、主に次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 関係防災機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

2 区民(事業所)に対する呼びかけ

- (1) 区民に対する呼びかけ
正確な情報を把握し、出火防止、初期消火、危害防止等安全体制の徹底を呼びかける。
- (2) 事業所に対する呼びかけ
正確な情報を把握し、消防計画等に定める事項の徹底と出火防止及び初期消火、危害防止等安全体制の徹底を呼びかける。

第4節 危険物対策（消防署、その他防災機関）

1 石油類危険物等の取扱い施設

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、次の項目の応急措置を検討又は実施するよう指導する。 1 操業の停止又は制限 2 流出拡散防止等資器材の点検、配置 3 緊急しゃ断装置等の点検、確認 4 火気使用の制限 5 消防用設備等の点検、確認

2 化学薬品等取扱い施設

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して消防計画による対応を図るよう指導するほか、災害防止の観点から次の項目の応急措置を検討又は実施するよう指導する。 1 薬品類の転倒・落下・移動防止及び流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 化学薬品等の取扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検、確認

3 毒劇物取扱い施設

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	次の各項の実施について指導、緊急指示を行う。 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移し替え作業等の停止 4 転倒・落下・移動防止対策及び施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集

4 危険物輸送

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し災害防止の観点から次の項目の応急措置を検討又は実施するよう指導する。 1 出荷及び受入れの停止又は制限 2 輸送途中における措置の徹底

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
 第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

機 関 名	内 容
J R 貨 物	1 火薬類 (1) 現在、都内に着・発する火薬類積載車両はないが、通過はありうるのでこれらの貨車は外周ヤード又は、駅の安全な場所もしくは立地上安全と思われる途中駅に一時抑留の手段をとる。 (2) 都内を輸送中の貨車は、途中駅に一時抑留し警察署・消防署へ連絡する。 2 その他の危険物 都内を輸送中の危険品積タンク車は、万一の場合を考慮して途中駅に抑留し、必要により警察署・消防署へ連絡する。

第5節 警備・交通対策(まちづくり推進部、第一建設事務所、警察署、首都高速、東京国道事務所)

1 警備対策

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 警備部隊の配備 混乱のおそれのある駅、ターミナル、交差点等の実態把握につとめるとともに、必要に応じ部隊を配備する。 2 混乱防止活動 日常業務の処理のほか、次の点に重点を置き住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 (1) 区内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

2 交通対策

(1) 道路交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

基本的方針	1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行はできる限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両の走行はできる限り抑制する。 4 緊急輸送路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。
-------	--

ア 交通対策本部等の設置

判定会招集が決定された場合、警視庁交通管制センター内に交通対策連絡室を開設するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切替えて総合的指揮体制をとる。

イ 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

(ア) 走行中の車両

- ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では時速40km、一般道路(首都高速道路を含む)は、時速20kmに減速すること。
- ・カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- ・目的地まで走行したら以後は車両を使用しないこと。
- ・バス、タクシー及び都民生活上、走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- ・危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策をすみやかにとること(震災対策編 第4部第4章第4節参照)。
- ・現場警察官等の指示に従うこと。

(イ) 駐車中の車両

- ・路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- ・路上に駐車中の車両は、すみやかに駐車場、空地などに移動すること。
止むを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切ること。
なお、エンジンキーをつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ・買物等のための車両を使用しないこと。

ウ 警戒宣言時の交通規制

(ア) 警戒宣言が発せられた時は、図一2の通り次のような規制を行う。

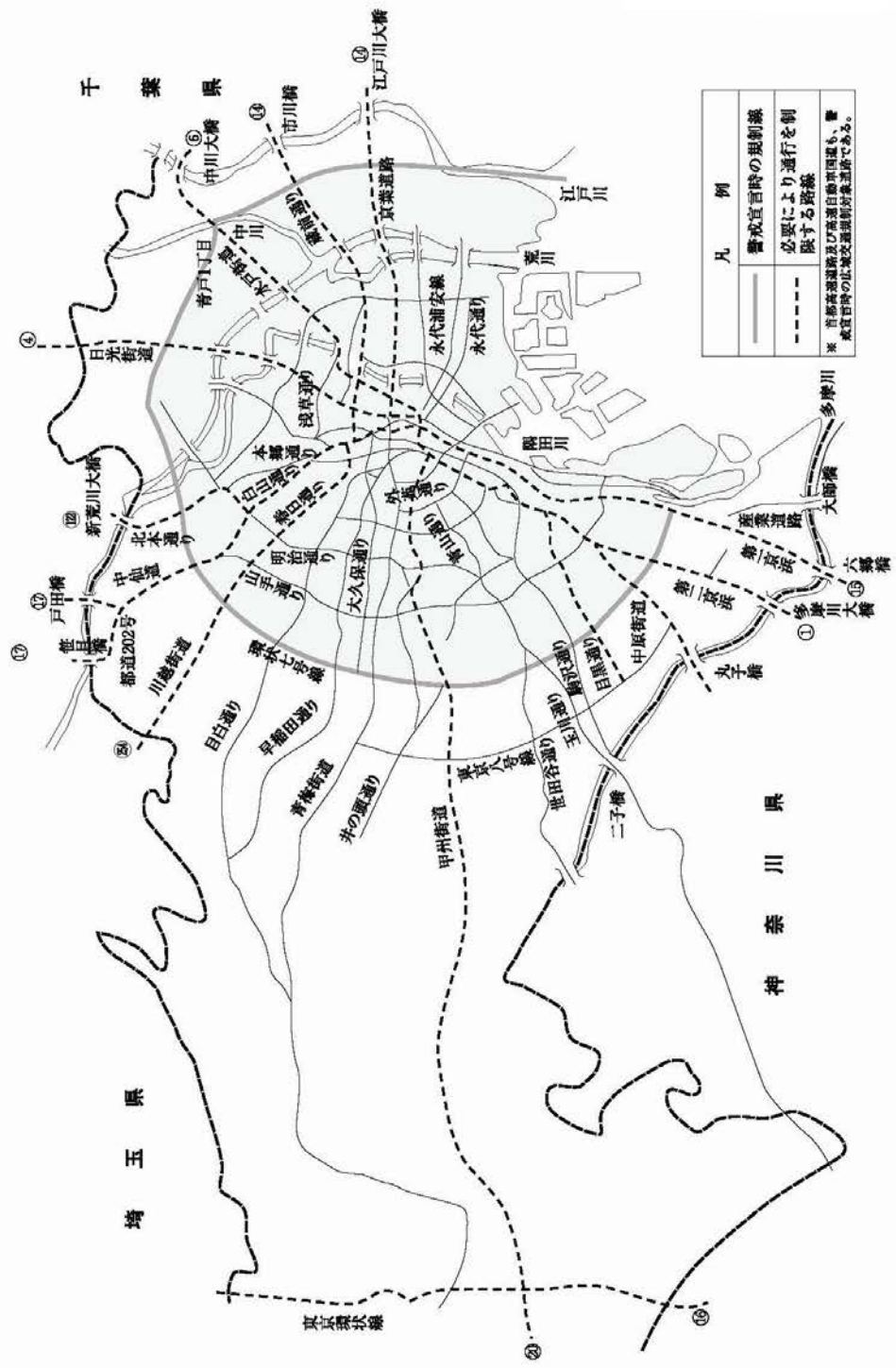
- ・環状7号線の内側の道路では、都心方向に向かう車両は抑制する。
- ・環状7号線以遠の道路
神奈川県、山梨県方向に向かう車両は抑制し、状況により都県境付近において通行を制限する。
第一京浜国道、第二京浜国道、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、都道202号線、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び東京環状線については必要に応じ通行を制限する。
- ・都県境から流入する車両
埼玉県、千葉県境から流入する車両の走行は抑制する。
神奈川県、山梨県境から流入する車両の走行は、混乱の生じない限り規制しない。
- ・高速自動車国道及び首都高速道路の都県境においては、状況により車両の流入を制限する。

(イ) その後の交通状況によっては、前記(ア)の交通規制を変更し、前記(ア)以外の地域、路線を指定して必要な規制を行うものとする。

エ 交通処理要領

警戒宣言が発せられた場合、すみやかに警察官を主要交差点等に配置し、必要により交通検問所を設置する。

警戒宣言時における交通規制



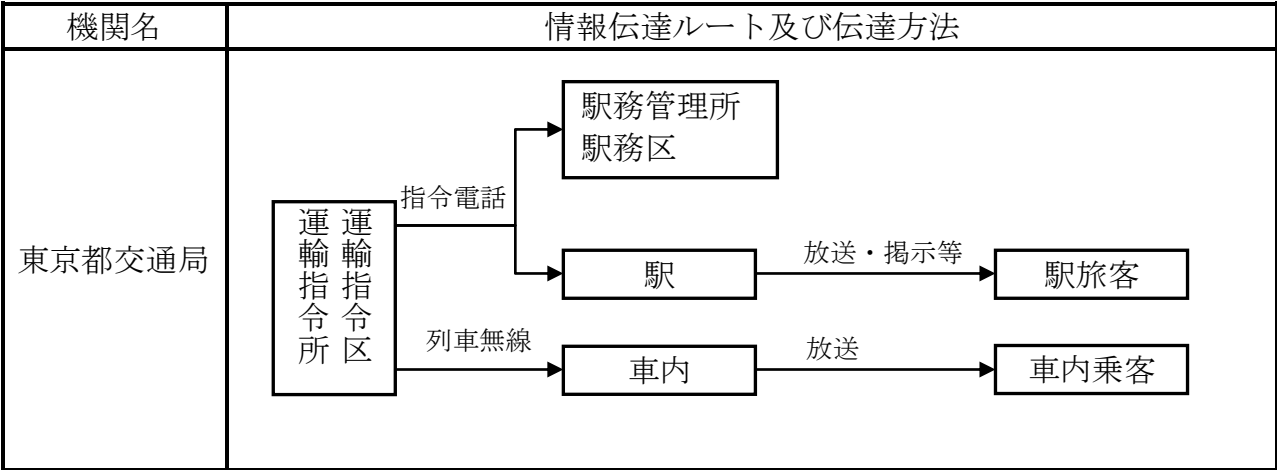
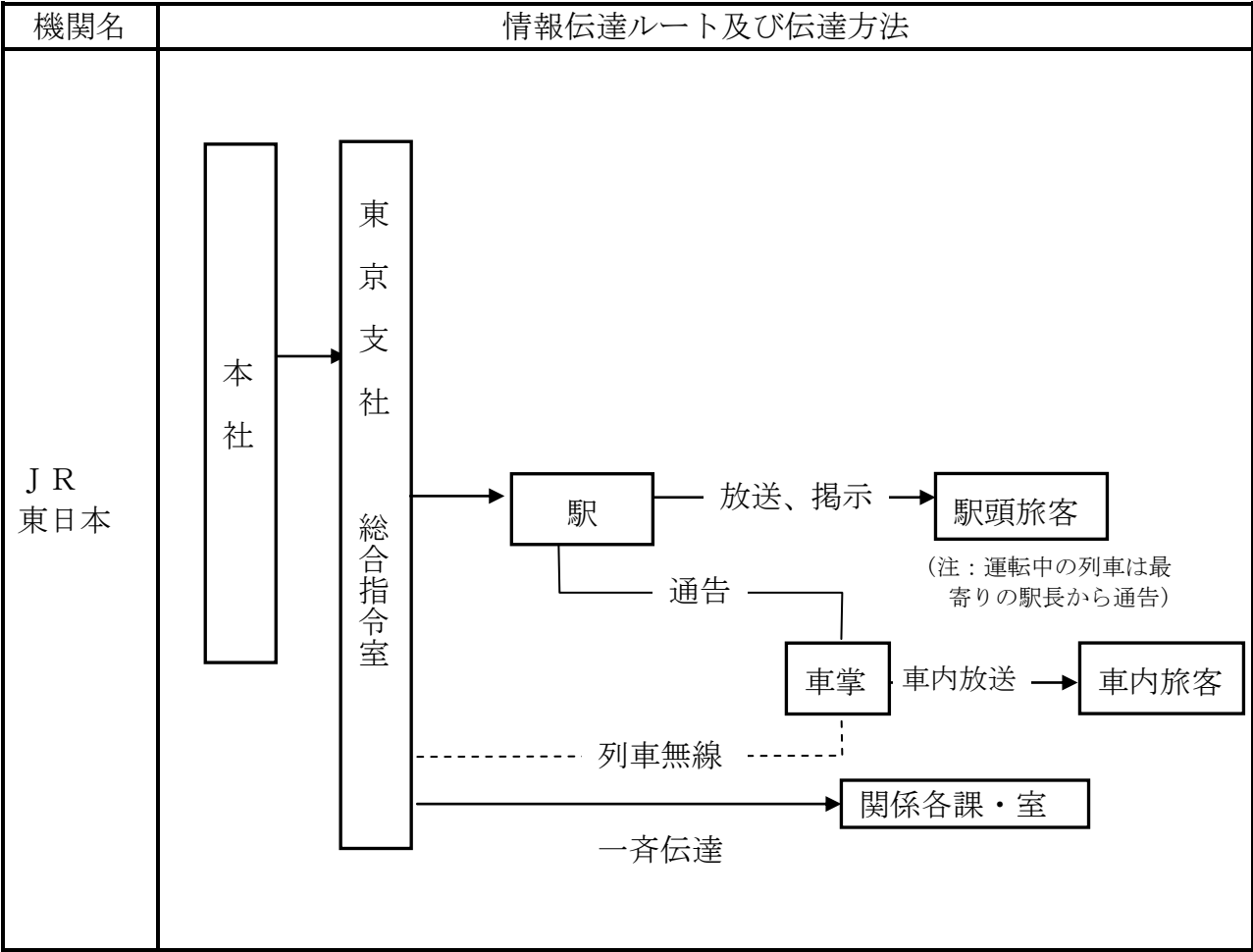
3 道路管理者のとりべき措置

機 関 名	内 容
まちづくり推進部	1 危険箇所の点検 避難所に通ずる道路等を主として、救助活動に関する道路を重点的に点検する。 2 工事中の道路についての安全対策 原則として工事を中止し、安全対策を確立しておくものとする。
第一建設事務所	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急障害物除去道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路損傷等について、緊急特別監察を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し緊急車等の円滑な通行の確保を図る。
関東地方整備局・東京国道事務所	1 警戒宣言が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予測される地域にあっては重点箇所等の道路状況の把握に努めるとする。 2 地震発生にかんがみ、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い、必要となる補強・落下防止等の保全措置に努めるものとする。 3 占用工事にあつては、必要に応じ占用工事申請者についても保全措置を講ずるよう指導するものとする。
首都高速	警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占用者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様に対して、規制状況等の必要な広報を行う。 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネルの防災設備等の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

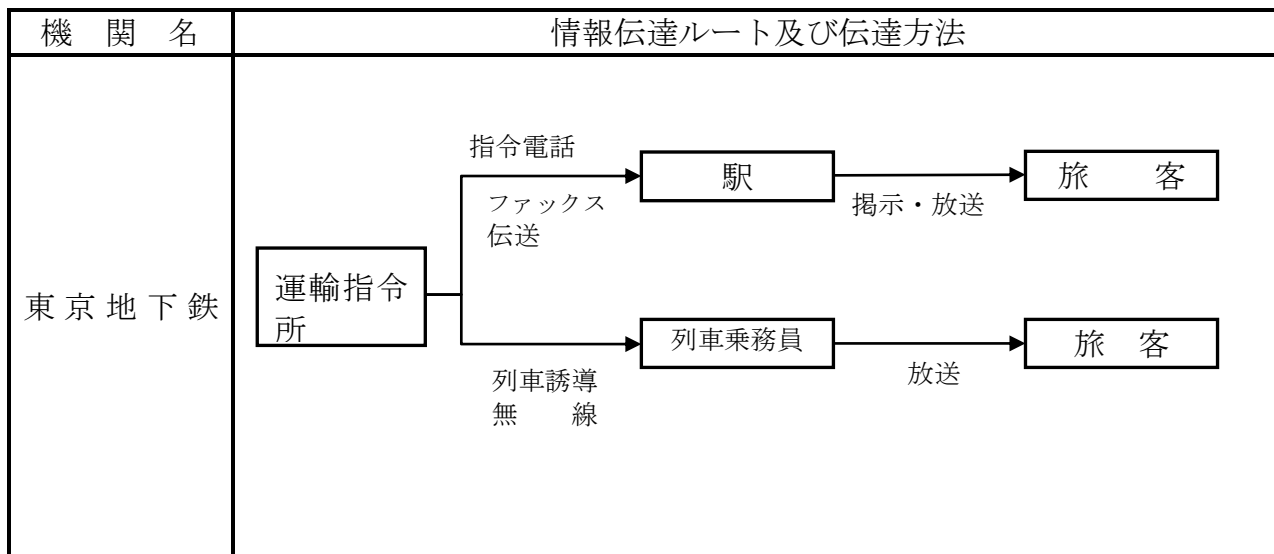
第6節 公共輸送対策（東京都交通局、消防署、JR東日本、東京地下鉄、その他防災機関）

1 鉄道・地下鉄対策

- (1) 情報伝達
警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達する。



震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制



(2) 列車運行措置

ア JR東日本

社内規定の定めにより、列車の運転規制を実施する。

イ 都交通局及び民鉄各社

(ア) 運行方針

防災関係機関、報道機関並びにJR東日本との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

(イ) 運行措置

機 関 名	警戒宣言当日	翌日以降
東京都交通局 東京地下鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するための次の措置をとる。

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	平常時から、区内の全事業所に対して極力平常どおりの勤務及び退社させる場合の時差退社の徹底並びに近距離通勤(通学)者の徒歩等帰宅について指導を行う。

機 関 名	内 容
J R 東 日 本 東 京 都 交 通 局 東 京 地 下 鉄	平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機 関 名	旅客の安全を図るための措置	その他の措置等
J R 東 日 本	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 状況により警察官の応援を要請する。	社内規定及び地震災害警戒本部の指示により状況に応じた対応を行う。
東 京 都 交 通 局	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 状況により警察官の応援を要請する。	1 状況を運輸指令所長、駅務管理所長に通報し、応援等を要請する。 2 状況により乗車券の発売中止を行う。
東 京 地 下 鉄	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 状況により警察官の応援を要請する。	左記措置をとり列車運行の確保に努めるが、利用者及び事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合は、止むを得ず運転を中止する場合がある。

(5) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は一致協力し、上記措置をとり列車運行の確保に努めるものであるが、万一、都民及び事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は止むを得ず運転を中止する場合がある。

(6) その他の措置

機 関 名	内 容
東 京 都 交 通 局	1 予め指定した箇所について、電車運転中特別巡回を強化する。 2 自家発電装置、排水設備、通信施設、放送設備等の点検整備を行う。

2 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関 名	内 容
東 京 バ ス 会 協 会	1 路線バス (1) 運行方針 (2) 防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 (3) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速(一般道路 20km/h,高速道路 40km/h)を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合その状況に応じて、行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要止むを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	タクシー・ハイヤー 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行(一般道路 20km/h,高速道路 40km/h)を行う。

(3) 混乱防止措置

ア 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区・警察署・消防署・各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民及び事業者に対する広報及び指導を行う。

イ バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第7節 学校、病院、福祉施設対策（保健福祉部、地域保健担当、子ども・教育部）

1 区立学校（幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校）

(1) 登校前・登(下)校途中時

ア 登校前(在宅中)に判定会招集の報道があったときは、判定会の結果が出るまで在宅し、警戒宣言が発せられたときは登校しない。

イ 登校途中に判定会の招集を知ったとき又は警戒宣言が発せられたときは、そのまま登校し学校の指示に従う。また、下校中の場合はそのまま下校することを原則とするが、学童クラブを利用することになっている児童は、そのまま学童クラブに行き職員の指示に従う。

(2) 在校時

ア 警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

イ 警戒宣言が発せられた後、幼児・児童・生徒等を計画にしたがって帰宅させる。

ウ 帰宅に当たって、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画にしたがって、保護者又は保護者の委任した代理人(以下「保護者」という)に帰宅先を確認してから引渡す。

保護者に引渡すまでは、学校(園)において保護する。

エ 中学校・中等教育学校生徒については、個々に帰宅経路手段(徒歩、バス、電車等)所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。

オ 中学校・中等教育学校生徒で遠距離通学のため自宅以外の知人宅が定まっている者は、知人宅を確認して帰宅させる。

カ 中学校・中等教育学校生徒の帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に陥ることがないように、下校計画にしたがって必要な措置をとる。

キ 小・中学校の心身障害学級については、幼稚園・小学校と同様な措置をとるものとする。

(3) 児童・生徒の校外学習時

ア 宿泊を伴う学習時(移動教室、夏季施設、修学旅行等)の場合は、強化地域内外を問わず地元官公署と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は対応の状況を区教育委員会に報告するとともに、保護者への周知をはかるよう努力する。

イ 日帰りの場合の校外学習時(遠足、社会科見学等)については、その地の官公署と連絡をとり、原則として即時帰校(園)の措置をとる。帰校(園)後は、幼児・児童・生徒を在校(園)時の場合と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校(園)することが危険と判断される場合は、適宜の処置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。

※電話の輻輳により連絡がとりにくくなることを十分に考慮する。

(4) 学校(園)におけるその他の対応策

ア 幼児・児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

- イ 学校(園)に残留し、保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等についてはあらかじめ予想される員数を把握し、区教育委員会の指示を待つ。
- ウ 残留する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担にしたがって措置をとる。
- エ 残留する幼児・児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項をできるだけ早く、区教育委員会へ報告するよう努力する。
- (5) 警戒解除宣言の連絡等
 - ア 警戒解除宣言の情報はラジオ・テレビ、都区市町村の広報等によって得るものとする。
 - イ 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。
- (6) 児童・生徒に対する伝達と指導
 - 学校は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間に適切な時期に学級指導に授業を切り換え、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後又は地震後の授業の再開等について説明し、児童・生徒の安全を図る指導にあたり警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画にしたがって帰宅させるよう準備を整える。
- (7) 判定会招集の学校(園)における対応措置の保護者への周知
 - 判定会招集が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。
 - 学校においては、判定会招集時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとることとしている。
 - したがって、そのような事態が起こることのないように、学校は平素から保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。判定会招集の報道を得た家庭は、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるように連絡しておくことが大切である。
 - なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。
- (8) その他
 - ア 強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた区内の知人宅に帰宅させる。
 - イ 区内の私立幼稚園、私立専修・各種学校については、警戒宣言時の対応について、計画を作成し、その対応が取れるよう、関係機関は助言指導する。

2 病院、診療所

- (1) 診療態勢
 - 病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ可能な限り平常通り診療を行い、このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。
 - 入院患者については、担当医師の判断により退院の許可を与える。
 - なお、手術・検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。
- (2) 防災措置
 - 病院又は診療所には、医薬品類等危険な物が多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、地区医師会の指導助言により次の防災措置を講ずる。
 - ア 建物、設備の点検
 - イ 薬品、危険物の防災措置
 - ウ 落下物の防止
 - エ 非常用設備、備品の点検及び確保

- オ 職員の分担業務の確認
- (3) その他
 - ア 収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡をする。
 - イ 地区医師会との連絡を密にし、よりの確な情報交換を行うようにする。

3 福祉施設

(1) 区立保育園・こども園

(基本事項)

- ア 登園前(在宅中)に判定会招集の報道があったときは、園児・保護者は判定会の結果が出るまで在宅し、警戒宣言が発せられたときは登園させないようにする。
また、登園途中において判定会招集の報道を知ったときは、自宅に引返して判定会の結果を待つよう徹底しておく。
- イ 在園時に、警戒宣言が発せられた場合は、園児はあらかじめ決められた保護者等の引取者に引き渡す。
- ウ 園舎、設備の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

(具体的事項)

ア 対応姿勢

- (ア) 警戒宣言が発せられた報を受信した園長は、迅速に職員全員に周知を図る。
- (イ) 職員は、前もって決められた分担任務を冷静沈着に実行する。

イ 園児の取扱い

- (ア) 保護者の引取りがあるまでに帰宅を準備させ、待機させる。
- (イ) あらかじめ決められた引取者の名簿を確認のうえ、記録して引渡す。
- (ウ) なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
- (エ) 引取りのない園児は、園において保護する。

ウ 園舎等の防災措置

- (ア) 施設設備の点検及び整備
- (イ) 落下物の防止策
- (ウ) 飲料水の確保、食料、ミルク、医薬品等の点検

エ その他

- (ア) 園児の引取りについては、事前に十分な打合せをする。
- (イ) 職員、園児、保護者等の防災教育を行う。
- (ウ) 関係機関との密接な連絡を行う。
- (エ) 認可外保育施設（認証保育所・保育室）については、区立保育園・こども園に準ずる。

(2) 区立児童館

(基本事項)

- ア 警戒宣言が発せられた場合、児童は即時帰宅させるか保護者に引渡す。
- イ 施設の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

(具体的事項)

ア 対応姿勢

- (ア) 警戒宣言が発せられた報を受信した館長は、迅速に職員全員に周知を図る。
- (イ) 職員は前もって決められた分担任務を冷静沈着に実行する。

イ 児童の取扱い

- (ア) 児童を集めて警戒宣言が発せられたことを説明し学童クラブを除き、帰宅できるものは即時に帰宅させる。
- (イ) 引取りに来る者については記録して引渡す。
- (ウ) 引取りのない児童は、館において保護する。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

- ウ 館の防災措置
 - (ア) 倒壊、落下の危険のある物の補強又は除去
 - (イ) 食料、飲料水、寝具及び救急薬品等の点検
 - (ウ) 警戒避難用具の点検確保
 - (エ) 消火用具の点検、火元取締
 - (オ) 避難経路、場所の確認
 - (カ) エレベーターの使用禁止、館内非常口の開放
- エ その他
 - (ア) 民間児童館については、区立児童館に準ずる。
- (3) 区立高齢者福祉施設
(基本事項)
 - ア 警戒宣言が発せられた場合、帰宅させるか保護者に引渡す。
 - イ 施設の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。
(具体的事項)
 - ア 対応姿勢
 - (ア) 警戒宣言が発せられた報を受信した所長並びに館長は、迅速に職員全員に周知を図る。
 - (イ) 職員は前もって決められた分担任務を冷静沈着に励行する。
 - イ 利用者の取扱い
 - (ア) 利用者を集めて警戒宣言が発せられたことを説明し、通所施設の場合、帰宅できるものは帰宅させる。入所施設の場合、施設内で保護する。
 - (イ) 引取りに来る者については記録して引渡す。
 - (ウ) 引取りのない者は、館において保護する。
 - ウ 館の防災措置
 - (ア) 倒壊、落下の危険のある物の補強又は除去
 - (イ) 食料、飲料水、寝具及び救急薬品等の点検
 - (ウ) 警戒避難用具の点検確保
 - (エ) 消火用具の点検、火元取締
 - (オ) 避難経路場所の確認、館内非常口の開放
 - (カ) エレベーターの使用禁止
 - エ その他
 - (ア) 区内の民間高齢者福祉施設については、警戒宣言時の対応について、計画を作成し、その対応が取れるよう、関係機関は助言指導する。
- (4) 区立障害者福祉施設
(基本事項)
 - ア 登所前(在宅中)に判定会招集の報道があったときは、判定会の結果が出るまで在宅し、警戒宣言が発せられたときは登所しない。又、登所途中において判定会招集の報道に接したときは、自宅に引返して判定会の結果を待つ。
 - イ 在所時、警戒宣言が発せられた場合、帰宅させるか保護者に引渡す。
 - ウ 施設の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。
(具体的事項)
 - ア 対応姿勢
 - (ア) 警戒宣言が発せられた報を受信した施設長は、迅速に職員全員に周知を図る。
 - (イ) 職員は前もって決められた任務分担を冷静沈着に励行する。
 - イ 利用者の取扱い
 - (ア) 利用者を集めて警戒宣言が発せられたことを説明し、通所施設の場合、帰宅できるものは帰宅させる。入所施設の場合、施設内で保護する。
 - (イ) 引取りに来る者については、記録して引渡す。
 - (ウ) 引取りのない者については、所内において保護する。

ウ 所の防災措置

- (ア) 倒壊、落下の危険のある物の補強又は除去
- (イ) 食料、飲料水、寝具及び救急薬品等の点検
- (ウ) 警戒避難用具の点検確保
- (エ) 消火用具の点検、火元取締
- (オ) 避難経路・場所の確認、所内非常口の開放

エ その他

- (ア) 区内の民間障害者福祉施設については、警戒宣言時の対応について、計画を作成し、その対応が取れるよう、関係機関は助言指導する。

第8節 劇場、超高層ビル、地下街及び区の施設対策（政策経営部、区民生活部、子ども・教育部、消防署、その他防災機関）

劇場、超高層ビル、地下街等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は下記の対応措置を講ずる。

機 関	対 象	対 応 措 置
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	劇場、超高層ビル、地下街等不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、消防計画等による対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置を検討又は実施するよう指導する。	
	劇 場、映 画 館	1 混乱防止の観点から営業を自粛するよう要請する。 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導する。 2 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。 3 火気使用の中止又は制限 4 消防用設備、避難設備等の点検及び確認 5 救急措置に必要な資材の準備
	超 高 層 ビ ル	1 ビル内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業を自粛するよう要請する。 また、一般事務所・銀行等については、努めて平常通り営業を継続するよう要請する。 2 店舗等の利用客に対しては、ブロックごとに必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導するよう指導する。 3 エレベーター(地震時管制運転装置を除く)は運転を中止し、階段を利用するよう指導する、 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備、避難設備等の点検及び確認 6 救急措置に必要な資材の準備
	地 下 街	1 地下街店舗については、出火防止及び混乱防止の観点から営業を自粛するよう要請する。 2 店舗等利用客に対して、ブロックごとに必要な情報の伝達及び従業員による誘導を実施するよう指導する。 3 火気使用の中止又は制限 4 消防用設備、避難設備等の点検及び確認 5 救急措置に必要な資材の準備

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

機 関	対 象	対 応 措 置
千 代 田 区	区立文化・スポーツ施設、図書館、区民館等	1 警戒宣言が発せられると同時に、施設管理者及び受託事業者が、館内放送及び入口掲示により施設利用者に警戒宣言の情報を伝達し、適切な誘導を行う。団体利用（貸切）の場合は、主催責任者に施設利用の自粛を要請し、適切な誘導を行う。千代田区内は地区内残留地区のため、施設内が安全な場合は、施設利用者が、施設内で一時的に待機することも可能とし、外部の安全を確認できた時点で退館を促す。 2 施設管理者及び受託事業者の職員は、役割分担に基づき、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。
	千鳥ヶ淵ボート場	1 警戒宣言が発せられると同時に、場内放送により受託事業者が、利用者に警戒宣言の情報を伝達し、直ちにボートの引き上げを要請する。 2 利用券の売札業務は直ちに中止し、警戒宣言の発令の旨、売札窓口に掲示し、帰宅するよう指導する。 3 受託事業者職員は、利用者が安全にボートから引き上げられるよう誘導すると同時に、空のボートを安全な場所へ牽引締結する。

第9節 電話、電報対策（NTT東日本）

1 判定会招集の報道開始後の混乱防止措置

機関	区分	内 容
N T T 東 日 本	電 話	判定会招集の報道直後から、防災関係機関等の情報連絡及び都民による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。 この場合において、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 1 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること 2 臨機に利用制限等の措置をとること 3 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとること 4 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること 5 被災地特設公衆電話の設置 6 災害用伝言ダイヤル等の提供
	電 報	判定会招集の報道以降、電報の扱い量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。 1 防災機関等の非常・緊急電報は、一般の電報より優先して取り扱うこと

2 広報

機 関 名	内 容
N T T 東日本	判定会招集の報道開始後及び警戒宣言時、一般の利用者に対しテレビ、ラジオ及地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。 1 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置及び代替となる通信手段(自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む) 2 電報の受付及び配達状況(遅延承知のものに限り取り扱うこと等の利用制限の周知を含む) 3 加入電話等の開通 4 営業窓口における業務実施状況 5 利用者に対し、協力を要請する事項 業務の取扱いを中止した時の理解と協力を呼びかけること、及び特設公衆電話の利用、あるいは、通話混雑時の電話利用等について協力を求める周知等 6 公衆電話の無料化措置時の利用方法についての周知 7 その他必要とする事項

3 防災措置の実施

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。 1 災害対策用機器及び車両の点検・整備 2 応急対策、応急復旧に必要な資材及び点検確認並びに輸送方法の確認と手配 3 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認 4 電気通信設備等の巡回・点検並びに防護 5 工事中施設の安全措置 6 可動物品の固定 7 可燃物、危険物の安全措置

第10節 電気、ガス、上下水道対策（水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京電力、東京ガス）

1 電気

- (1) 電気の供給
警戒宣言が発せられた場合においても、電力の供給は継続する。
- (2) 人員、資器材の点検確保
 - ア 要員の確保
非常災害対策支部構成員は、判定会招集情報又は警戒宣言情報を知ったときは、速やかに支部に参集する。
 - イ 資器材の確保
警戒宣言が発せられた場合、非常災害対策支部は工具、車両、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資器材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (3) 施設の予防措置
警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合においても地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。
 - ア 特別点検等
地震予知情報に基づき配電用諸機器の調整等を実施する。
 - イ 通信網の確保
保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。また、通信会社、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - ウ 応急安全措置
仕掛け工事等は、状況に応じた設備保全及び人心安全上の応急措置を実施する。

2 ガス

- (1) ガスの供給
警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。
- (2) 人員、資機材の点検確保
 - ア 人員の確保と配備
勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。
 - イ 資機材の点検確保
復旧工事用資機材の点検整備を行う。
- (3) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容
 - ア 広報の内容
 - ① 一般需要家に対して
 - ・ 緊急時におけるガス栓の閉止
 - ・ 警戒宣言時のガス供給の継続

- ・強震時におけるガスの供給停止
- ・ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等
- ・不使用ガス栓の閉止の確認
- ・地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止
- ・供給停止後のガス使用の禁止
- ・供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作
- (イ) 特定需要家に対して
 - ・ガス機器の使用の抑制依頼
 - ・地震発生時のしゃ断バルブによる、ガス機器しゃ断の要請
- イ 広報の方法
テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等
- ウ 広報活動内容
NHK 及び民放各社に「東京ガスから都市ガス安全使用周知のお願いについて」を依頼する。警戒宣言発令時に依頼し、ガスの安全使用を周知ご案内します。
 - (ア) ガスは引き続き供給しています。
 - (イ) ガスの使用は極力控えてください。
 - (ウ) ガスを使っていない場合は、メーターガス栓と部屋のガス栓を締めてください。大きな地震が発生し、ガス設備に被害が出た場合には、ガスの供給を停止させて頂く事があります。
- (4) 施設等の保安措置
 - ア 導管網ブロック化措置の準備
 - (ア) Kブロックのバブルしゃ断は、防災・供給センターの指示により、迅速かつ円滑にできる態勢を確立する。
 - (イ) 地域事業本部は、防災・供給センターの指示に基づき、要員の現場出動及び事業所との無線交信による緊急措置の準備を行う。
 - イ 放散措置の準備
放散要員は速やかに指定の放散拠点へ出動し、放散の措置が迅速かつ円滑にできる態勢を講じる。
 - ウ その他の保安措置
 - (ア) 緊急しゃ断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
 - (イ) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
 - (ウ) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。
 - (エ) タンクローリーの受入、払出作業及び船舶荷役作業の中断又は制限を行う。

3 上水道

- (1) 飲料水の供給及び広報
警戒宣言時においても、飲料水は平常通り供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。
 - ア 当座の飲料水のくみ置き要請
 - イ 地震発生後の避難にあたっての注意事項
 - ウ 地震発生後の広報等の実施方法
 - エ 地震発生後における住民への注意事項

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

(2) 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

ア 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうよう送配水圧を調整する。

イ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 危険物に対する保安措置

機 関 名	巡視点検する施設
下水道局中部下水道事務所	危険物がある水再生センター、ポンプ所においては、3交代勤務体制により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

(2) 施設等の保安措置

ア 施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、下記施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

機 関 名	巡視点検する施設	
下水道局中部下水道事務所	1 下水道管渠	3 ポンプ所施設
	2 高潮防潮扉	4 水再生センター施設

イ 工事現場

機 関 名	巡視点検する施設
下水道局中部下水道事務所	工事を即時中断、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

第11節 生活物資対策（区民生活部）

1 営業継続の要請

区は千代田区商店街連合会及び関係業種別団体を通じ、各商店に対し営業を継続するとともに適正価格による円滑な供給に努めるよう協力要請する。

2 買占め、売りおしめ防止

区は千代田区商店街連合会及び関係業種別団体を通じ、各商店に対し、買占め、売りおしめをしないよう協力要請する。

また、区民に対しても、買い急ぎをしないよう広報する。

第12節 金融対策（政策経営部）

区は関係機関（関東財務局、日本銀行、東京都、郵便局・郵便事業の指導方針に基づき、各金融機関及び区民に対し、次のとおり協力依頼及び広報を行うものとする。

1 金融機関の対応措置

- (1) 原則として平常どおり営業する。止むを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払い戻し業務についてはできるだけ継続する。
- (2) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言が発せられたことを伝達するとともに、店頭はその旨を掲示する。
- (3) 店内の顧客及び従業員の安全の確保のため、危険箇所の点検等適切な応急措置をとる。

2 区民への広報

区民に対し、各金融機関の対応措置を広報するとともに、不要不急な預貯金の引き出しは自粛するよう防災無線、広報車等により呼びかけを行う。

第13節 避難対策（防災・危機管理課）

警戒宣言が発せられた時点では避難の必要はないが、区長は管内のがけ地等について各関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い危険が予測される地区については、選定を行って対処していくものとする。

第14節 救援・救護対策（区民生活部、地域保健担当、水道局中央支所、区内医師会、区内薬剤師会、その他防災機関）

1 給水態勢

区は発災後に備え、東京都水道局等と密接な連携を図り、給水態勢の確立に努めるものとする。

- (1) 応急給水用資器材の点検・整備
給水タンク、ポリタンク、ろ水機等資器材の点検・整備を図り、搬出できる態勢を確立する。
- (2) 応急態勢の確立
各施設においては、受水槽・高置水槽を満水にしておく等応急給水態勢を確立する。

2 食料の配布態勢

- (1) 職員の配置
ア 区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため待機の態勢をとる。
イ 区は、災害時の食料(米穀等)に関する優先供給協定を締結している区民団体に待機態勢をとるよう要請する。
- (2) 運搬計画
ア 区は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、区が所有する車両の待機を指令する。
イ 区は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、社団法人東京都トラック協会千代田支部に待機の態勢を要請する

3 医療救護態勢

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
保 健 所	1 医療救護班の編成準備 (1) 救護班携行器材、救護所における資器材の点検整備 (2) 地区医師会医療救護班の編成準備要請 2 救急患者の受入体制の確保(救護所の設置) (1) 医師、看護師等の確保 (2) 医療資器材の点検、補充 (3) 患者の収容体制の整備 (4) 水、食料の点検確保 (5) 地区医師会に対する受入体制確保の要請
地区医師会	区内各医師会の災害医療救護計画に基づく地区医師会の医療救護班を区との協定による派遣の要請に備え、速やかに編成できるように準備する。

機 関 名	内 容
地 区 薬 剤 師 会	区との応急医薬品等の優先供給に関する協定に基づき、応急医薬品の確保及び供給ができるよう準備する。

4 輸送車両の確保

区は備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、原則として庁有車に待機を指示するほか、関係輸送業者に調達準備を要請する。

関係輸送業者	内 容
東京都トラック 協会千代田支部	区との緊急輸送業務の協力協定に基づく要請に応じ、車両の調達準備をする。

第5章 区民・事業所等のとるべき措置

平常時及び判定会招集時から警戒宣言が発せられるまで、警戒宣言が発せられたときから発災までのそれぞれの段階において、区民・地域防災組織・事業所等のとるべき措置を事前に整備する。

第1節 区民のとるべき措置（防災・危機管理課）

1 平常時

- (1) 日ごろから出火の防止に努める。
 - ア 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。
 - イ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。
 - ウ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検する。
- (2) 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置く。
- (3) 家具類の転倒、落下、移動防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。
 - ア タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。
 - イ 家具の上に物を置かないようにする。
 - ウ 窓ガラスの古いパテは取替える。
 - エ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。
- (4) ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を行う。
- (5) 食料や非常持出品を準備しておく。
 - ア 家族が必要とする3日分の食料、飲料水を備蓄しておく。
 - イ 三角巾、絆創膏等の医薬品を備蓄しておく。
 - ウ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。
 - エ ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具を備える。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ア 警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。
 - イ 警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。

2 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) 情報に注意するとともに冷静に行動する。
 - ア テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
 - イ あわてた行動をとらないようにする。
- (2) 電話の使用を自粛する。

- (3) 自動車の利用を自粛する。
 - ア テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
 - イ あわてた行動をとらないようにする。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う
 - ア 区等の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ・ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ 都・区・警察・消防等、防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気用具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - ウ ガスメーターコックの位置を確認する。
 - エ 使用中の電気器具(テレビ・ラジオを除く)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
 - オ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - カ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。
- (4) 家具の転倒防止措置を確認する。
 - 棚の中の重い物をおろす。
- (5) ブロック塀等を点検する。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片づける。
- (7) 飲料水のくみおきをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認する。
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。
 - 役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ア 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両はすみやかに空地や駐車場に移す。
 - ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (12) 幼児・児童の行動に注意する。
 - ア 幼児・児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - イ 幼児・児童・生徒が登園・登校している場合は、園・学校との事前の打合せに基づいて対応する。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

第2節 地域防災組織のとるべき措置（防災・危機管理課）

1 平常時

- (1) 組織の役割分担を明確にする。
- (2) 組織の活動訓練や教育、講習を実施する。
- (3) 地区内の危険箇所(崖、ブロック塀等)を把握する。
- (4) 情報の伝達体制を確立する。

2 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ・ラジオの情報に注意する。
- (2) 地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 区からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 地域防災組織本部の設置を行う。
- (3) 地区内住民に区民のとるべき措置（震災対策編 第4部第5章第1節参照）を呼びかける。
- (4) ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 高齢者や病弱者の安全に配慮する。
- (7) 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児・児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保、並びに調達方法の確認を行う。

4 地域防災組織が結成されていない地域

町会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置（防災・危機管理課）

1 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画(消防計画、予防規程及びその他の規程等を含む)に基づいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておくものとする。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。

- (1) 東京都及び区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件(最寄駅、建築構造及び周辺市街地状況等)、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- (2) 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- (3) 責任者の在・不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- (4) 他の防災又は保安等に関する計画規程がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- (5) 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとする。

2 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ・ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警備体制を確立する。
- (2) テレビ・ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に注意する。
- (3) 指示・案内等にあたっては、予想震度施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客・従業員等が適正な行動がとれるようにする。この場合、災害時要援護者の安全確保に留意する。
- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については、原則として営業を続ける。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル、地下街等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
- (6) 建築物の防火又は、避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む)等の保安措置を講ずる。

- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・市町村・警察・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救援資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事、隧道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従事者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。
ただし、近距離通勤(通学)者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。